

平成29年度 証券取引等監視委員会の活動状況

主なポイント



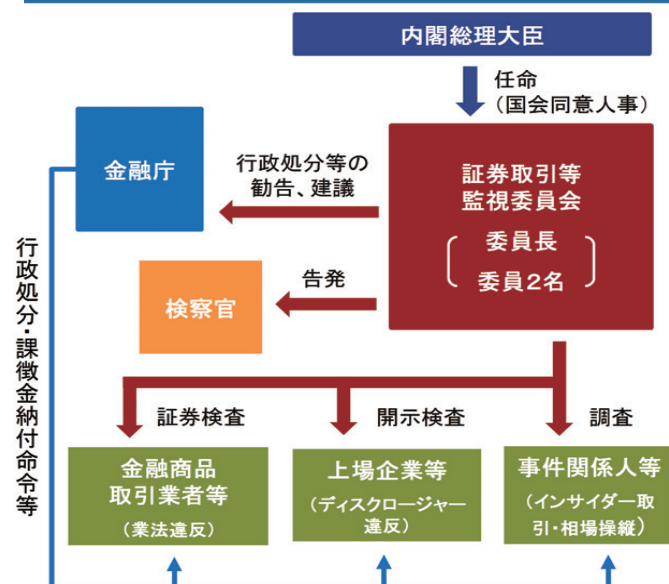
"for investors, with investors"

平成30年7月
証券取引等監視委員会

1 平成29年度の活動概要

- マクロ的アプローチによる分析を通じ、フォワード・ルッキングに内外のリスクや環境変化に着目する市場監視を実施
- 法令違反の再発防止のため、問題の根本原因を把握
- 課徴金納付命令勧告を行い、迅速な実態解明・処理により問題を早期是正

証券取引等監視委員会の概要



委員長及び委員(第9期)



浜田委員

長谷川委員長

引頭委員

委員長 長谷川 充弘
名古屋地方検察庁検事正、
広島高等検察庁検事長を経て、平成28年12月より現職。

委員 浜田 康
あずさ監査法人代表社員・理事、
青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を経て、平成28年12月より現職。

委員 引頭 麻実
(株)大和総研専務理事を経て、平成28年12月より現職。

証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)

～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～

証券監視委の使命

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場

<主な構成要素>

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

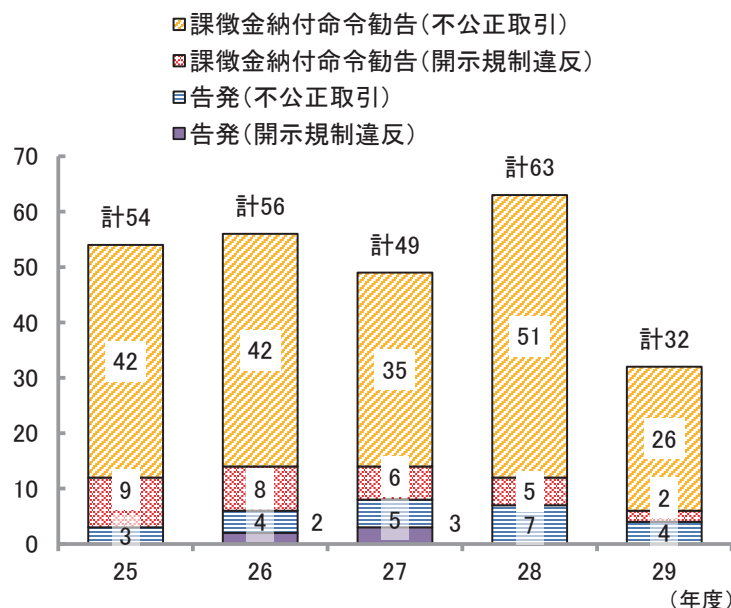
証券監視委における価値観

公正性 (公正・中立な視点)	説明責任 (全体像・根本原因の把握 及びその対外的発信)	将来を見据えたフオワード・ ルッキングな視点 (不正行為の予兆を早期に発見)	実効性及び効率性 (資源の効果的な活用)	協働 (自主規制機関、海外・国内 当局等との緊密な連携)	最高水準の追求 (監視のプロとして最高 水準を目指す)
-------------------	------------------------------------	--	-------------------------	------------------------------------	-----------------------------------

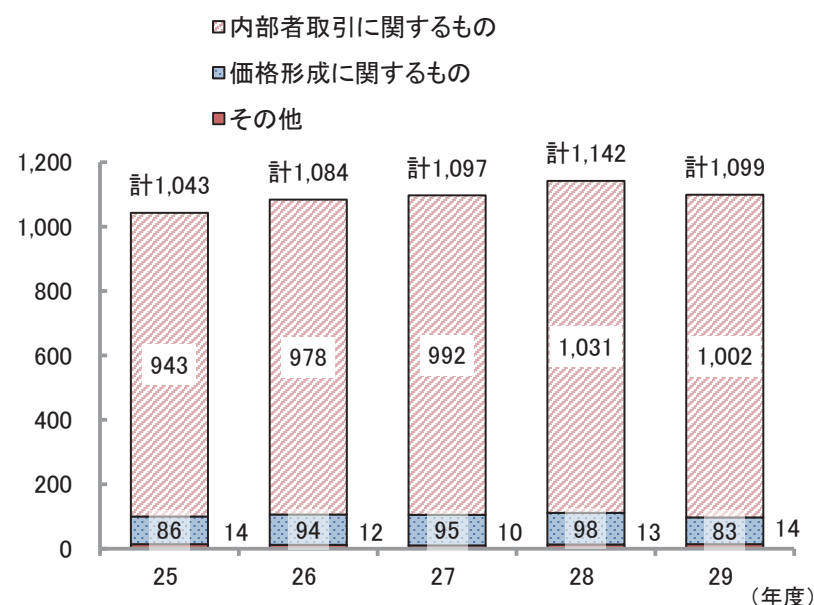
2 不公正取引の勧告・告発件数(1/2)

- 不公正取引の勧告件数は計26件
(インサイダー取引21件、相場操縦5件)
- 不公正取引の告発件数は計4件
(インサイダー取引2件、相場操縦2件)
- 取引審査の実施件数は、5年連続で1,000件超

課徴金勧告・刑事告発の総件数推移



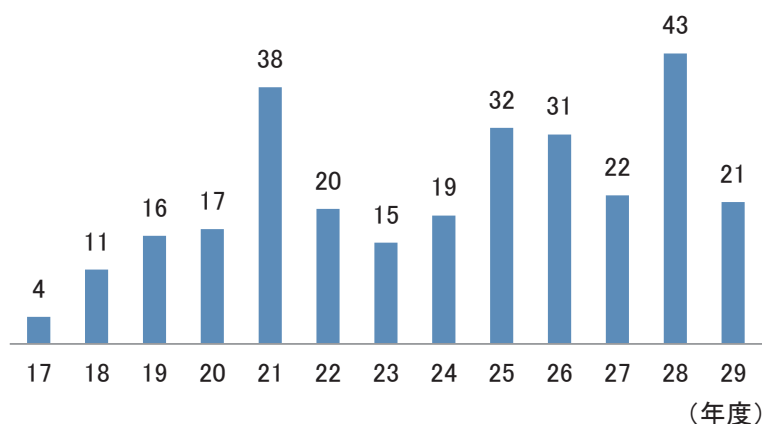
取引審査の実施件数



2 不公正取引の勧告・告発件数(2/2)

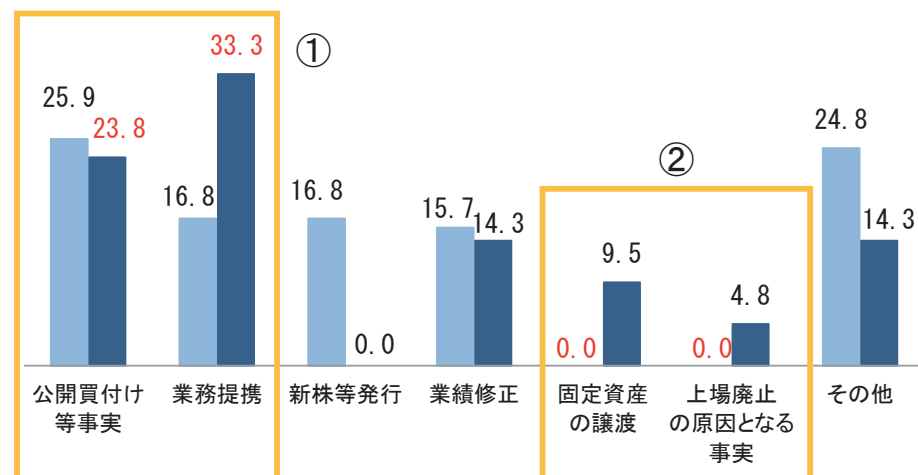
- 公開買付けや業務提携を重要事実とする事案が昨年同様多数(①)
- 過去に適用例のなかった重要事実による事案を初めて勧告(②)
- 相場操縦の手法は複雑化・巧妙化
 - ・引け条件付きの成行注文を見せ玉として利用
 - ・売りポジションと引け後のブロックトレードを背景とした上値抑え(大引け)

インサイダー取引に関する
課徴金納付命令勧告件数の推移



(注) クロスボーダー事案を含む

重要事実等別の構成割合



■ H17.4(課徴金制度導入時)からH29.3までの累計 ■ 平成29年度 (単位: %)

3 開示規制違反

- 開示規制違反の再発防止の観点から、課徴金納付命令勧告等を行うとともに、会社の経営陣とその背景・原因について議論
- 開示規制違反の未然防止の観点から以下の取組み等を実施
 - ・ フォワード・ルッキングなマクロ的視点に立った大規模上場会社に対する継続的な監視
 - ・ 開示情報についての特定のテーマに着目した深度ある分析
 - ・ 内部統制状況等(海外子会社を含む)の実態把握

開示検査の実績					
検査終了件数		14件	勧告事案の概要		不適正な会計処理の背景・原因
(うち)	課徴金納付命令勧告	2件	{	連結売上高の過大計上	子会社に対する管理体制などの内部統制が有効に機能していない
	自発的な訂正等促進	2件		棚卸資産評価損の不計上	営業に偏重して管理部門を軽視している

4 金融商品取引業者等に対するモニタリング

- 規模・業態に応じたリスクアセスメントを実施
(規模業態別の業務運営上の問題及びリスクを取りまとめ)
- リスク評価に応じてオンサイト・モニタリングを25件実施
(うち10件には行政処分勧告を実施)
- 実効性ある内部管理体制の構築等を促す取組みを実施
(「留意すべき事項(顕在化していないものの改善が必要な問題)」を
検査終了通知書に記載し問題意識をモニタリング先と共有)

規模・業態別の業務運営上の問題及びリスク(例)

大手証券会社	複雑かつハイリスクな金融商品の説明態勢に改善の余地
銀行系 大手証券会社	利益相反及び優越的地位の濫用の潜在的リスク
地場証券会社	顧客の高齢化が進む中、株式営業に依存したビジネスモデルに起因する経営の不確実性に関するリスク

金商業者に対する行政処分勧告(10件)

主な事例	証券会社	支店長の職にあった者が複数の顧客に対し損失補填を実施
	第二種金商業者	ウェブサイト掲載の広告で著しく事実と相違する表示を実施
	投資助言・代理業者	顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって投資助言行為を実施

5 証券監視委の新たな課題(Reg Techへの取り組み)

- 国内外の金融技術の動向や国内外の規制当局等におけるITの活用状況等について情報を収集
- 市場監視における技術的課題の分析及びAI導入の事前検証を行い、新たな市場監視システムの導入に向け検討を進めていく

市場監視のIT化(RegTech) に向けた課題及び方針		新たな市場監視システムの導入 に向けた検討対象技術
課題	方針	
FinTechの進展 ⇒金融取引や投資活動におけるビジネスプロセスやビジネスモデルが変化 ⇒従来のパラダイムによる市場監視では、市場監視の空白が生じるおそれ	市場監視の空白を作らないためのシステム整備を継続	市場監視へのインプットとなり得るインテリジェンス情報の収集・分析技術
ITの進展 ⇒監視対象情報の質的变化・量的拡大 ⇒従来の監視手法では、分析が不可能となるおそれ	必要なシステム整備などの対応を適時実施	不公正取引の疑いのある発注・取引の的確な抽出・分析技術 企業の不適正会計の兆候の早期発見技術 市場監視に必要なデータの低コストかつ円滑な授受技術(ブロックチェーン・オープンAPI等)

6 関係機関との連携、情報発信等の充実

- 自主規制機関との間では
 - ・ 売買審査などで日頃から連携
 - ・ 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有（マクロ経済の動向を踏まえたリスクの所在など）
- 事案の意義や問題点等をウェブサイト等を通して情報発信
 - ・ 個別の勧告事案等の公表（イメージ図を利用）
 - ・ 課徴金事例集等について積極的に寄稿や講演を実施

国際コンファレンスの開催



基調講演を行う長谷川委員長

（詳細は「監視委特別コラム」（本編P56-57）及び証券監視委ウェブサイト参照）

関係機関と連携して平成29年12月に証券監視委が開催した国際コンファレンスには、16か国から350名を超す証券市場関係者及び外国当局者が出席

情報提供窓口



情報提供窓口
ウェブサイトは
こちら↓から



<https://www.fsa.go.jp/sesc/jouhouteikyoku/index.htm>

7 グローバルな市場監視への貢献

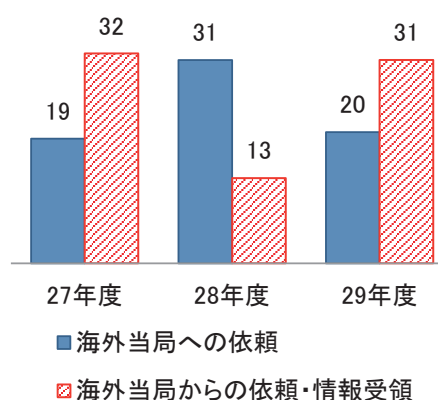
- 世界217機関が加盟する証券監督者国際機構 (IOSCO) において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- 海外当局との連携 (情報交換等) により、クロスボーダー取引による違反行為に対して適切な法執行を実施
- 海外当局への職員派遣、短期研修への参加、セミナーの実施等により、当局間ネットワークの強化や知見・問題意識を共有

証券監視委が参加する主なIOSCO会議

年次総会 (代表委員会を含む)
アジア太平洋地域委員会 (APRC)
第4委員会 (C4)
法執行や情報交換について議論
エマージングリスク委員会 (CER)
システミック・リスクをモニターし軽減するための方法や新たなリスクの特定手法等について検討

※参加機会に各機関代表との意見交換も実施

海外当局との情報交換件数



職員派遣・短期研修・セミナーの実績

職員派遣

米SEC、米CFTC、英FSA、
香SFC、タイSEC、マレーシアSC、
シンガポールMAS

短期研修

IOSCO、仏AMF、米SEC、
加OSC、シンガポールMAS等

セミナー

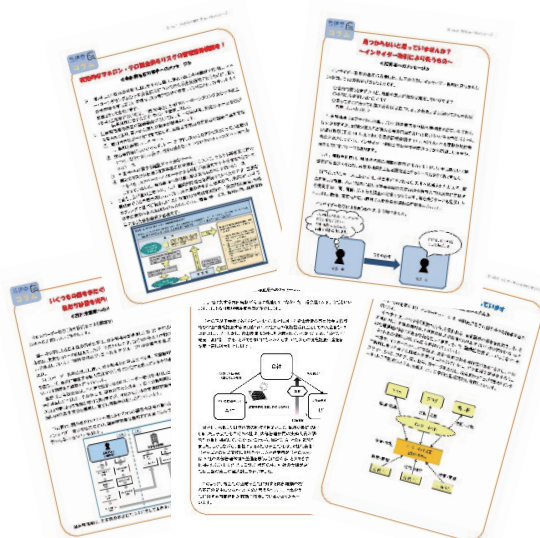
ミャンマーSECM、GLOPAC等

8 市場を構成するステークホルダーへのメッセージ "for investors, with investors"

- 「監視委コラム」にて、各ステークホルダーに向け、法令遵守の観点からそれぞれ特に留意して貰いたい点について、具体例を用いてメッセージを記載

イメージ

監視委
コラム



タイトル等

対象	タイトル	掲載頁 (本編)
金商業者向け	実効的なマネロン・テロ資金供与リスクの 管理態勢構築を！	P27
投資者向け	見つからないと思っていませんか？ ～インサイダー取引により失うもの～	P34
海外投資家向け	いくつもの国をまたぐ取引についても 私たちは目を光らせています	P35
上場会社向け	子会社に対する内部統制は大丈夫ですか？	P41
全市場関係者向け	SNSなども市場監視に活用しています	P49